

市第 159 号議案

横浜市総合保健医療センター条例の一部改正

横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年2月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例

横浜市総合保健医療センター条例（平成4年3月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「入所」の次に「又は通所」を加える。

第3条第1項第3号中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設並びに」を「自立訓練施設、」に改める。

第6条に次の1項を加える。

5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると思われるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

第8条第2号の2中「法第5条第8項」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項」に改め、「短期入所」という。）を受ける場合」の次に「、自立訓練施設において同条第13項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）を受ける場合」を、「定められた短期入所」の次に「、自立訓練」を加え、同条第2号の3中「（短期入所）の次に「、自立訓練」を、「短期入所に準ずるサービスを受ける場合」の次に「、自立訓練施設において自立訓練に準ずるサービスを受ける場合」を、「定められた短期入所」の次に「、自立訓練」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市総合保健医療センター条例第8条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜市総合保健医療センターについて障害者自立支援法に規定する自立訓練を提供する施設に移行するとともに、指定管理者の指定の手続を変更する等のため、横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市総合保健医療センター条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（事業）

第2条 センターは、次の事業を行う。

（第1号から第3号まで省略）

- (4) 精神障害者の入所又は通所による生活訓練、通所による就労訓練及びデイ・ケア（通所による施設の利用を通じて行う生活指導、作業指導等をいう。）

（第5号から第8号まで省略）

（施設）

第3条 前条各号に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 自立訓練施設、
障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」とい
う。）附則第48条の規定によりなお従前の例により運営するこ
とができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精
神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123
号）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設
並びに
就労支援施設及び精神科デイ・ケア施設

（第4号及び第2項省略）

（指定管理者の指定等）

第6条 （第1項から第4項まで省略）

- 5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に
伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されて

いるもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができる」と認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

（利用料金）

第8条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

（第1号及び第2号省略）

- (2) の 2 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」
法第5条第8項
という。）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を受ける場合、自立訓練施設において同条第13項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）を受ける場合
合又は就労支援施設において同条第14項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）を受ける場合は、法第29条第3項の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び同条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額
- (2) の 3 法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定（短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係るものに限る。）を受けた者以外の者が短期入所に準ずるサービスを受ける場合、自立訓練施設において自立訓練に準ずるサービスを受ける場合
合又は就労支援施設において就労移行支援に準ずるサービスを受ける場合は、法第29条第3項の規定により定められた短期入所

、自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額の10分の1の額及び同条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(第3号から第5号まで省略)